

公認会計士と依頼者との契約に基づいて行われる非監査業務（株価算定等）のあり方

1. 検討事項（第 28 回監査部会において了承された「主な検討項目」より）

- 公認会計士と依頼者との契約に基づいて行われる非監査業務（株価算定等）のあり方 等

2. 現状

公認会計士が行う業務の中には、業務実施者が特定の利用者等との間で合意された手続に基づき発見した事項のみを報告する業務（「合意された手続」という。）や合意された手続に類似した業務がある。

（1）国内

- 合意された手続（Agreed upon procedures : AUP）

実施される手続が限られた利用者との合意によって特定されるため、業務実施者が自らの判断により証拠を入手することはなく、また、手続の結果のみが報告され、結論が報告されない。

合意された手続の実施に当たり、適切な品質管理体制を確立し運用することによって、合意された手続の品質を保持する。

[AUP 業務の例（公認会計士協会関連実務指針等）]

- ・証券会社における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について（業種別委員会研究報告 7 号 平成 23 年 3 月改正）
- ・一般労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書に対して公認会計士等が行う監査及び合意された手続業務に関する研究報告（監査・保証実務委員会研究報告 24 号 平成 24 年 1 月公表） 等

- 合意された手続に類似した業務

企業価値評価ガイドライン（経営研究調査会研究報告 32 号 平成 19 年 5 月公表）

- ・公認会計士が株式の価値を評価する場合の実施、報告について、我が国の評価実務をとりまとめた研究報告である。
- ・実際に評価業務を行う際には本ガイドラインの内容を検討する必要がある。しかし、本ガイドラインは研究報告であって、準拠しなければならない「基準」や「マニュアル」ではない。
- ・評価対象会社から入手する資料の有用性

会社から入手する資料に関して、真実性・正確性・網羅性を検証するための手続を別途行うことは稀である。ただし、時間的制約、将来予測、費用的制約などに留意した上で、会社から入手した資料が、評価に際して採用できるかといった有用性の観点からの検討分析が必要である。

(2) 海外

○ 国際監査・保証基準審議会 (IAASB)

国際関連サービス基準 (ISRS) 4400「財務情報に関する合意された手続の実施契約」

- ・ 監査人は、単に合意した手続による発見事項を報告するだけであり、いかなる保証も表明されない。代わりに、報告書の利用者自身が監査人の報告した手続と発見事項を評価して、監査人の作業から結論を引き出す。
- ・ 報告は、実施すべき手続に関して合意した関係者に限られる。なぜならば、当該手続を実施する理由を知らない者は、結果を誤って解釈する可能性がある。

○ 米国公認会計士協会 (AICPA)

AT Section 201「合意された手続業務」

- ・ 業務実施者と特定の者が業務実施者が実施すべき手続に合意していること、特定の者が合意された手続の目的に対する十分性について責任を有することなどの事項が成立する場合に業務を実施する。
- ・ 特定の者は、業務実施者が実施する手続を合意する役割を有する。よって業務実施者の報告書には、報告書の利用は当該特定の者に制限されることが明記される。
- ・ 業務実施者は、主題に対する意見表明を目的とした検証業務を実施しておらず、追加の手続を実施した場合、報告すべき他の事項が発見される可能性がある。

3. これまでの部会における主な議論

- 例えば公認会計士・監査審査会からは、問題のある監査法人が現にあるということも指摘されておりますし、あるいは、例えば、ここでご説明の中にありました企業価値評価を行う場合に、公認会計士が企業価値評価を行い、その評価が、結果として例えばオリンパスの事例において不正を幫助するような結果を持ったということは、同業の公認会計士が行った評価を必ずしも監査の際に信頼できないという状況が出てきているということになりますから、こういうところも含めて、同業の公認会計士に対する対応ということも、この懐疑心の中にもしかすると入れる必要がある面もあるのかなと思います。

4. 論点

以下のような論点が考えられる。

- 監査と異なり、報告の利用者が限定されている合意された手続等の業務について、その手続の性格に関して、広く周知する必要があるのではないか。
- 株価算定に係る「企業価値ガイドライン」(平成 19 年 5 月 16 日公表)においては、「合意された手続」に類似した手続ということから、基本的には、会社からの情報をそのまま利用できることになっているが、有用性の観点からの検討分析の結果、職業専門家としての公認会計士が不適切と判断した場合には適切な対応をとることを明確にする必要はないか。
- 監査基準上、「専門家の業務を利用する場合には」「その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるかどうか」確かめなければならないとされており、AUP 業務等の結果もこれに含まれるが、この点についてどのように考えるか。

以上

財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書（抄）

平成16年11月29日

企業会計審議会

二 保証業務の意味

1～3 （略）

4 保証業務の定義に合致しない業務

- (1) 保証業務の定義によれば、例えば、以下の業務は保証業務ではないと理解される。
- ① 業務実施者が、主題に責任を負う者又は特定の利用者との間で合意された手続きに基づき発見した事項のみを報告する業務（「合意された手続き」という。）。これは、実施される手続きが主題に責任を負う者又は限られた利用者との間の合意によって特定されるため、業務実施者が自らの判断により証拠を入手しないこと、及び、手続きの結果のみが報告され結論が報告されないことから、保証業務の定義を満たさない。
 - ② 業務実施者が、財務情報の作成及び作成への関与を行う業務（「財務諸表等の調製」という。）。これは、業務実施者が財務情報の作成及び作成への関与を通じて、主題及び主題情報に対して責任の一部を担うことになることから、保証業務の定義を満たさない。
 - ③ 業務実施者が、主題に責任を負う者の経営又は税務上の判断に関わる助言や調査等を行う業務。これは、主題に責任を負う者のみの利用又は利益のために行う業務であり、保証業務の定義を満たさない。
 - ④ 業務実施者が、税務申告書の作成及び納税者の代理を行う業務。これは、税務申告書の作成及び納税者の代理を行うことを目的とする業務であり、保証業務の定義を満たさない。
- (2) 保証業務の定義に合致しない業務に係る報告は、保証業務に係る報告と明確に識別される必要がある。このため、保証業務の定義に合致しない業務に関する報告書においては、想定利用者に保証業務の報告書との誤解を与えるおそれがある用語や表現を用いることは適当ではない。

公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告（抄）

平成21年7月1日

日本公認会計士協会

14. 合意された手続（Agreed upon procedures）

業務実施者が、業務対象に関して合意された手続を実施し、その実施結果の報告書（以下「実施結果報告書」という。）を作成するに際して留意すべき事項を以下に示す。

なお、ここでは財務情報についての合意された手続を実施する際の取扱いを示しているが、業務実施者が業務対象に関して十分な知識を有する場合は、非財務情報に関する合意された手続についてもこの取扱いによることができる。

(1) 目的

合意された手続の目的は、公認会計士等が業務依頼者及び実施結果の利用者の関係者の間で合意された手続を実施し、その実施結果を報告することである。ただし、特定の業務によっては、実施結果の利用者との間で合意できない場合もあり得る。

業務実施者の報告は、合意された手続の実施結果の事実に関してのみ行われ、いかなる結論の報告も、また保証の提供もしない。このため、実施結果の利用者は業務実施者から報告された手続及び実施結果に基づき、自らの責任で結論を導くことが予定されている。また、実施結果報告書は、合意された手続の関係者のみにその配付が限定される。それは、これらの手続が採用された背景を知らない者は、実施結果について誤った理解をする可能性があるからである。

(2) 合意された手続を実施する場合の基本原則

業務実施者は、法令や当協会の定める倫理規則等に準拠して業務を実施する。合意された手続を受嘱する場合において、利害関係等が存在するときには、特定の業務の性質に応じその受嘱を慎重に検討する必要がある。また、合意された手続の実施に当たり、適切な品質管理体制を確立し運用することによって、合意された手続の品質を保持する。

I. 総論

1. 企業価値評価ガイドラインの目的

(1) 企業価値評価ガイドラインの目的

企業価値評価ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、公認会計士が、株式の価値を評価する場合の実施、報告について取りまとめたものである。

(2) 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、企業価値評価に関する我が国の評価実務をまとめたものであるため、実際に評価業務を行う際には本ガイドラインの内容を検討する必要がある。しかし、公認会計士が企業価値評価を実施するために準拠しなければならない「基準」や「マニュアル」ではない点に留意されたい。

III. 企業価値評価における価値形成要因

3. 基礎資料の信頼性及び有用性の検討

(1) 基礎資料の種類

評価対象会社の評価に際して入手する基礎資料には、評価人（本ガイドラインでは算定、検討、鑑定業務を行う公認会計士を「評価人」と総称する。）が独自に入手する資料、評価対象会社から入手する資料、他の専門家（例えば、不動産鑑定士や弁理士）や調査会社が作成した資料がある。

(2) 評価人が資料を独自に入手する場合の留意点

評価人が独自に入手する一般的要因や業界要因に関連する資料は、信頼性を確保するために以下の留意が必要である。

① 資料の信頼性

比較的信頼性の高い資料を採用する。

② 入手時期

資料は、評価時点あるいは評価基準日に近い最新のものを使用する。

③ 出典

評価書で引用した場合には、その出典を明確にする。

(3) 評価対象会社から入手する資料の有用性

評価は、依頼人との一定の契約関係や双方の合意を前提に実施される。そのため会社から入手する資料に関して、真実性・正確性・網羅性を検証するための手続を別途行うことは稀である。

評価対象会社から入手する資料に関するこれらの検証に代えて、評価に際して採用できる

かといった有用性の観点からの検討分析が必要である。その結果入手した資料が有用性の点から不適切であると判断した場合、資料の訂正、再提出を依頼する必要がある。例えば、次のような場合には、当該情報を不採用とすることになる。

- ① 依頼人の発言に明らかな虚偽があった場合
- ② 正当な理由がないにもかかわらず非協力的な対応で基礎資料を十分に得られなかった場合
- ③ 入手した資料に意図的と思われる改ざんや脱漏があった場合
- ④ 入手した資料の間で整合性のない場合や明らかな不一致があった場合
- ⑤ 評価人が独自に入手した基礎資料と傾向性などで明らかな不一致があった場合

(4) 他の専門家や調査会社から入手する資料の取扱い

- ① 入手の必要性についてはあらかじめ依頼人等と協議する。
- ② 専門的能力や経験等を考慮して選任する。
- ③ 特に他の専門家に評価を依頼する場合、評価目的、評価対象、評価基準日及び依頼する業務内容を適切に伝える必要がある。

(5) 有用性検討における制約

資料の有用性については、本章「3. (3)」のような配慮が必要であるが、以下の制約があることも留意しなければならない。

① 時間的制約

評価書には提出期限がある。そのような時間的な制約のもとで評価作業のスケジュールを組まなければならないため、有用性の検討に十分な時間が確保されていない場合がある。

② 業界、会社に関する情報

企業価値評価は非継続的な業務である。評価に関して専門的な知識や実務経験があっても、評価対象会社及び属している業界に関して十分な情報を得るだけの時間が確保されていない。

③ 将来予測

会社から入手する基礎資料には、不確実性の高い将来予測も含まれている。その妥当性を検討するために、一般的要因や業界要因の分析を行うが、会社が将来予測を適切に行っているかについての判断は評価人として困難である。

④ 費用的制約

入手するのに要する費用には制約がある。入手することで得られる評価上の成果と、入手するのに要する費用とを慎重に比較検討した結果、依頼人等との協議によっては、入手する資料の範囲に制約が生じる。

合意された手続業務に関する海外の基準について (IAASB、AICPA)

I. 国際監査・保証基準審議会 (IAASB)

国際関連サービス基準(International Standards on Related Services(ISRS)) 4400 「財務情報に関する合意された手続の実施契約」

1. 業務の目的

- 監査人 (=業務実施者)、企業及び適切な第三者が合意した、監査の性質(audit nature)の手続を実施し、発見事項(factual findings)について報告すること。(第 4 項)
- 監査人は、合意された手続に基づき発見した事項について報告するのみであり、保証は提供しない。報告書の利用者自身が、手続及び監査人が報告した発見事項について評価し、監査人の作業から結論を導く。(第 5 項)
- 報告書は、手続について合意した者に限定される。これは、それ以外の者は手続の背景や決定理由を知らず、結果を誤って解釈する恐れがあるため。(第 6 項)

2. 契約条件の合意 (第 9 項一部抜粋)

- 監査人は、企業の代表者、及び、通常、発見事項についての報告書のコピーを受領するその他の特定の者が、合意した手続や業務の条件について明確に理解していることを確かめなければならない。合意する事項には、以下が含まれる。
 - 業務の性質 (実施する手続は監査又はレビューを構成せず、よって、保証は提供しない旨を含む)
 - 業務の目的
 - 実施する特定の手続の内容、実施時期及び範囲
 - 発見事項についての報告書の予想される様式
 - 報告書の配布制限について

3. 報告(第 18 項一部抜粋)

- 報告書の要記載事項には以下が含まれる
 - 実施した手続は、報告書の受領者が合意した手続である旨
 - 合意された手続を実施する目的
 - 実施した手続の内容
 - 発見事項の記述 (エラーや例外事項の詳細を含む)
 - 実施した手続は保証やレビューを構成せず、よって、保証を提供するものではない旨
 - 追加の手続、監査又はレビューを実施した場合、追加的に報告すべき事項が発見される可能性がある旨
 - 報告書は、実施すべき手続に合意した関係者のみに限定される旨

II. 米国 公認会計士協会(AICPA)

- AT Section 201 「合意された手続業務」

- 合意された手続業務に関する指針を提供

1. 合意された手続業務の性質（第 3 項から第 4 項）

- 合意された手続業務とは、主題に対する特定の手続の実施に基づき発見した事項についてクライアントに報告する業務である。
- 特定の者(specified parties)と業務実施者は、業務実施者が実施する手続について合意する。実施する手続は、当該特定の者が適切と判断した手続である。特定の者のニーズは様々であり、合意される手続の内容、実施時期及び範囲も様々となる。よって、特定の者自身が、自己のニーズを最も理解しており、手続の十分性についての責任を負う。
- 業務実施者は、検証やレビュー業務を実施せず、意見や消極的形式の結論の表明は行わない。報告書は、手続と、発見事項の様式となる。
- 特定の者は、業務実施者が実施する手続を合意する役割を有する。よって、業務実施者の報告書には、報告書の利用は当該特定の者に制限されることが明記される。

2. 業務の前提条件（第 6 項）

- 以下を含めた事項が成立する場合のみ、業務を実施する。（一部抜粋）
 - 業務実施者と特定の者が、業務実施者が実施すべき手続に合意していること。
 - 特定の者が、合意された手続の目的に対する十分性についての責任を有すること。

3. 手続の内容、実施時期及び範囲

- 特定の者の責任(第 11 項)
 - 特定の者が、合意された手続の十分性（内容、実施時期及び範囲）に責任を有する。これは、特定の者自身が、自分のニーズを最も理解しているため。
 - 特定の者は以下のリスクを負う
 - ✓ 手続が目的に対して十分でないリスク
 - ✓ 業務実施者が適切に報告した発見事項を、誤って解釈したり不適切に利用するリスク
- 業務実施者の責任
 - 業務実施者は以下のリスクを負う（第 12 項）
 - ✓ 手続の不適切な実施により、発見事項を不適切に報告するリスク
 - ✓ 発見事項は適切だったが、報告しなかったり、不正確に報告するリスク
 - 業務実施者は、合意された手続と、他の検証業務であれば必要となった手続との間の相違について判断する責任を有さない。（第 14 項）

4. 報告

- 報告書の要記載事項には以下が含まれる（第 31 項一部抜粋）
 - 特定の者の名前
 - 実施した手続は、報告書に記載した特定の者との間で合意されている旨
 - 手続の十分性は、特定の者のみが責任を有し、業務実施者は責任を有さない旨
 - 実施した手続の内容及び関連する発見事項
 - 業務実施者は、主題に対する意見表明を目的とした検証業務を実施していない旨、追加の手続を実施した場合、報告すべき他の事項が発見される可能性がある旨。
（見込財務情報に対する検証業務は実施していない旨。業務実施者は、見込財務情報が AICPA 開示ガイドラインに準拠しているかどうか、及び基礎となる仮定が予想の合理的な基礎を提供しているかどうか、又は基礎となる仮定が条件付きの仮定を前提とした上で、予測の合理的な基礎を提供しているかについては責任を有さない旨。(AT 301 第 55 項 j)）
 - 報告書は特定の者のみが利用することを意図しており、報告書には利用制限がある旨

以上